



環境ニュース

No.10



不法投棄・ポイ捨ては重大な犯罪です！

不法投棄は法律で罰せられます！

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

第四章 雜則 (投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、
五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

☆ 不法投棄やポイ捨ては美しい景観を損なうだけでなく、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げとなり、厳しく罰せられます。

☆ 土地の管理者・所有者の方は不法投棄をされないよう、定期的な見回り・防護柵の設置・草刈等の、適切な処置をお願いします。

【釧路市みんなできれいな街にする条例】（抜粋）

第7条 何人も、道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

※ 条例に違反すると罰則規定があります。



不法投棄をする人を目撃したら、すぐ 110 番通報！

※ 通報の際に次の事項を伝えてください。

- 目撃した日時・場所
- 廃棄物の種類
- 不法投棄した車のナンバー・色・服装・年代
- その他参考になること

ごみ・資源物ステーションの除雪ご協力のお願い

ごみ・資源物ステーションが除雪されていないと、排出や収集に支障をきたします。特に、資源物ステーションはカゴ等の設置が困難になりますので、ご利用されている皆様でステーションの雪かきにご協力をお願いいたします。



もったいない！食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう！

日本では「食品ロス」が年間500万t～800万tにも上ります。これは、我が国における米（コメ）の年間収穫量（H24年度：約850万t）に匹敵し、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（H23年度：年間390万t）を大きく上回る量です。これを日本人1人当たりに換算すると、毎日おにぎり約1～2個を捨てていることになります。

日本の食糧自給率は現在39%（H23年度）で、大半を輸入に頼っていますが、その一方で、食べられる食料を大量に捨てているという現実があります。『もったいない』と思いませんか？

そこで、今回は賞味期限と消費期限について考えましょう。

賞味期限

消費期限

◆意味	おいしく食べことができる期限	期限を過ぎたら食べない方がよい期限
◆表示	長期保存食品に表示されています。 3ヶ月を超えるものは年月で表示 3ヶ月以内のものは年月日で表示。 ※この期間を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではありません。	長くは保存がきかない食品に表示されています。 年月日で表示。 ※この期限を過ぎたら、食べない方が良いです。
◆主な食品	スナック菓子、カップ麺、缶詰、レトルト食品、ハム、ソーセージ、卵、※牛乳など。	弁当、サンドイッチ、生麺、惣菜、ケーキなど。

※ 牛乳の期限表示は2種類あり、超高温殺菌した牛乳は長持ちするため「賞味期限」が、低温殺菌牛乳は「消費期限」が記載されます。

賞味期限？ 消費期限？



一度開封したものは期限に関わらず早めに食べましょう

年末年始のごみ・資源物収集について

年末年始のごみ・資源物収集は、平成26年12月31日から平成27年1月3日までお休みします。お住まいの地域によって最終収集日が異なりますので、クリーンカレンダーでご確認ください。また、収集を行わない期間は、散乱防止及び除雪作業の支障にならないよう、ごみ・資源物ステーションに排出したままにせず、次回の収集日まで各家庭で保管するようお願いします。

年末・年始の高山への自己搬入について

高山での家庭ごみの受け入れは、平成27年1月1日から平成27年1月3日までお休みします。年末年始は混雑が予想されますので、時間にゆとりを持って早めの搬入をお願いします。

●釧路広域連合清掃工場（可燃ごみ）／釧路市高山30番地1 ☎92-2002

●粗大ごみ処理センター（不燃ごみ・粗大）／釧路市高山4番地1 ☎91-0022

開場時間 一 月曜日～土曜日（祝日含む） 9:00～16:30
日曜日及び12月31日 9:00～12:30

休 日 一 1月1日～1月3日

※計量やごみをおろす時間が必要となりますので、終了時間の30分前までに入場してください。



第32回 ごみゼロキャンペーン「集まれ！ごみひろい隊会」 繁華街がすっきりきれいになりました！

9月27日（土）開催いたしました「集まれ！ごみひろい隊」には、北大通・末広町・幸町・黒金町などの中心市街地の清掃活動を行い、19団体・3個人の総勢184名の参加を頂き120kgのごみが収集されました。

釧路市女性団体連絡協議会様 釧路市社会福祉協議会様 釧路市小中学校校長会様 釧路商工会議所様
立正佼成会釧路教会様 (株)マルエイ六峰社様 釧路教育局様 北海道総合振興局様 釧路消費者協会様
環境コンサルタント(株)様 (社)釧路青年会議所様 (財)釧路市公園緑化協会様 NTT東日本北海道様
マツダ電気(株)様 釧路市建設事業協会様 釧路市市友会様 釧路市役所すみれ会様 釧路市役所課長会様
釧路市係長協議会様 ご協力ありがとうございました。



リサイクル情報バンクにご登録を！

「もう使わないけど、捨てるのはもったいない」家具や家電製品、自転車などなど…お家に眠っていませんか？

「リサイクル情報バンク」は市が窓口となって、必要としている人へ紹介することでごみを減らそうという取り組みです。

＜対象者＞

釧路市民（営利を目的とする者を除きます。）



＜対象品目＞

家具、自転車、家電製品、音楽用品、ベビー用品、学用品など
その他一般家庭用品全般で、修理を要せず、再利用が可能と判断されるもの

＜対象としない品目＞

食料品、衣類、医薬品、化粧品、自動車、オートバイ、動植物、修理を要するもの、その他適当でないと判断されるもの

品物の最新情報は
市のホームページ、市役所
1階口ビーフ掲示板に掲載中！

- 登録はお電話やメールでもOKです！
- 品物は、無料に限ります。また、市で品物の保管は出来ません。
- 登録期間は3ヶ月間です。

ホームページ：<http://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/gomi/genryou/0002.html>

地球温暖化防止月間パネル展

12月は地球温暖化防止月間です。地球温暖化対策や省エネへの取り組みを広げるため下記日程にてパネル展を開催します。会場ではほかに環境家計簿の配布、アイドリングストップ運動への登録なども行います。



＜開催日程＞

コア鳥取
1階エントランスホール
12月 3日（水）
12月 9日（火）

※最終日は午後2時まで
※月曜日休館

コア大空
1階エントランスホール
12月10日（水）
12月16日（火）

※最終日は午後2時まで
※月曜日休館

市役所1階口ビー
12月17日（水）
12月22日（月）

※最終日は午後4時まで
※土・日曜日、祝日閉庁

＜お問い合わせ先＞

環境保全課環境管理担当 TEL：31-4535 メールアドレス：ka-kankyoukanri@city.kushiro.lg.jp